

第三回

銀座線に乗ってインフラとしての法の在り方を考察する

宮下 佳之(弁護士)
illust.: Shirane Yutanpo

先月号の松倉先生からの問いかけ

宮下先生へ。実践編として貧弱なインフラをどのように有効活用するべきかという点から考えてみましたが、法制度というのも、ある意味で、インフラですよね。インフラとしての法制度の現状をどのように考えるべきでしょうか?

渋谷から溜池山王まで 哀愁の銀座線をゆく

私は渋谷駅から「銀座線」に乗った。ラッシュ時でないにもかかわらず、相変わらず 混んでいる。窓越しに渋谷の風景をぼん やりと見ながら考える。「インターネットと 『銀座線』は似ている」

「銀座線」は、電車の各車両というパケ ットに、人の集団というコンテンツを分散 して乗せ、地下鉄の穴という伝送路を通じ て、目的地に運ぶ。パケットに分散して移 動した人の集団は、目的地で降車して、人 の集団というコンテンツが改めて形成され る。伝送路には常に電車が行き来し、人 の集団というコンテンツは慌しく行き来す る。こうした現象は、コンテンツをパケット に分割して、所定のアドレスに向けて伝送 路を通じて双方向に配信するというインタ ーネットの特徴とどこか似ている。こうし てみると、地下鉄の駅はプロバイダーのよ うでもある。切符というインターネット接続 料を払い、改札というアクセスポイントに アクセスして「銀座線」というインターネッ トを利用するのである。

そうこうしている間に、表参道駅に着いた。 表参道の駅もずいぶんと立派になった。 でも、ふと考える。「どんなに立派な地下 鉄も、電車がなければただの穴だ。やっ ぱり電車がなくちゃいかん」

そう、地下鉄の線路がどんなに立派で も、駅がどれだけ多くても、中を走る電車 がなければ意味がない。ブロードバンドが どんなにすごくても、ブロードバンドを利 用して配信されるコンテンツがなければ絵 に描いた餅だ。やはり、何を配信するのか が大事だよな、と思っているうちに、今度 は外苑前駅に着いた。

外苑前の駅は、昔はコンクリートがむき 出しで狭くて暗い雰囲気だったのに、今は ずいぶん明るくなった。電車も以前よりず っと素敵に見える。と、そこでまた考え た。「どんなに素敵な電車も、地下鉄の穴 よりでかければ、地下鉄を走れない」

「地下鉄」というインフラが機能するためには、その構成要素(すなわち、線路や電車など)が相互に整合性を保っていなければならない。インフラを無秩序に組み合わせるのでは足りず、一定の「決まり」に従って全体が調和するように作り上げなければならない。インフラが機能するためには、構成要素が相互に連携して機能するようにするための「決まり」が大事なのである。

うとうとしている間に、電車は青山一丁目駅を過ぎ、赤坂見附駅に着いていた。赤坂見附の駅はいつも人であふれている。駅員さんも大変だなぁと思いながら、ふと考える。「地下鉄を作っても、運転手や駅員がいなければ、電車は動かない」

そう、「地下鉄」というインフラが機能するためには、物理的な「物」だけでは足りない。それを動かす「人」がいなくては、「物」は無機質な鉄の塊でしかない。では単に「人」がいればいいかと言えば、それでも駄目だ。運転手が好き勝手に電車を走らせたら、衝突して大変なことになる。駅員がいい加減に旗を振っていたら、地下鉄は大混乱になる。一定の「ルール」に従って、それぞれの役割を誠実に果たす「人」がいなければ、インフラは機能しないのだ。やはり何がしかの「ルール」とそれに従って行動する「人」がいなければ、インフラは機能しないのだ。





photo:Tsushima Takao

intellectual property rights

といろいろ考えている間に、電車は溜池山 王駅を通り過ぎて虎ノ門駅に着いていた。 「しまった! 乗り過ごした! 』やむを得ず、 渋谷行きの電車に乗り換えることにした。 ふと時刻表を見る。そしてまた考えた。 「時刻表に、『電車は、多分そのうち来ま す。』などと書いてあったら困るよなぁ」

地下鉄というインフラを利用する立場からすると、そのインフラがどのように機能するかを知らなければならない。どこからどこまで、どの頻度で走行しているのか。それがわからないと、自分の行動プランを作れない。時刻表というルールがあるから、我々は自分の行動プランを作れる。電車が1日1本しか発車しないのか、もしあれば休業日はいつかなどが公表されなければ、「銀座線」というインフラの利用価値はほとんどない。公表されたルールがやはリインフラには不可欠なのである。

ようやく溜池山王駅に着いた。自動改札機 を通ろうとしたら、料金不足で止められて しまった。自動精算機で精算しながら考 えた。「地下鉄の料金が、『時価』だったら 困るよな」

料理屋には「時価」のメニューがあるが、 地下鉄のように画一的に大量の人が利用 するインフラの料金が「時価」では困る。 料金体系というルールをあらかじめ決めて これを公表することは、インフラの利用を 促進するために、とても重要である。

法とは国が決める 制裁を伴うルールのこと

インターネットのようなインフラを機能させるためには、さまざまな決まり、ルールがある。TCP/IPというプロトコルも一種の決まり、ルールであるが、「法」ではない。「法」にはなんらかのサンクション(制裁)が伴う。罪を犯した者には刑罰というサンクションが科され、他人に損害を及ぼした者

は損害賠償を求められる。刑罰は「国」が 科すものだし、損害賠償も最終的には裁 判所という「国」の機関が命令し、強制す るものだ。「法」とは「国」によるサンクションが伴う決まり、ルールである。「法」は人 の行動基準となり得る。多くの人は刑罰や 損害賠償というサンクションを受けないように「法」に従って行動する。意地悪な人 や傲慢な人は皆から嫌われるが、それは 「法」に従わなかったからではない。「法」 は「国」という公権力を背景としたもので あって、宗教的な信念や道義心とは異なる し、個人的な好き嫌いとも異なる。

いざ紛争が生じた場合に、その解決を図るための手続きを定めるのも「法」である。裁判所に対して訴えを起こすためにはどうするか。審理手続きをどう進めるか。これらのことを定めるのも「法」である。本連載も、インターネットをめぐる「法」をテーマとしている。インターネットというインフラと「法」との関係、それが今回のテーマである。

国の領域内でも公海上でも ない不思議な空間

電車の中でわいせつ物を配ったり、賭博をしたり、他人の物を盗んではいけない。これらのルールに違反すれば、場合により刑罰というサンクションが科され、あるいは損害賠償が求められる。これらのルールを我々は「法」と呼ぶ。「法」は「国」と不可分一体のものだ。一定の手続きに従って「国」が「法」を定める。そして「国」は一定の地理的な領域で区切られている。「国」で起きた出来事にはその「国」の「法」が適用されるのが原則である。

しかし、インターネット上で生起する出来事は、「国」の地理的な領域を越えて、接続されたすべての「国」で同時に生じ得る。あらゆる出来事は特定の「国」の中で生起するか、公海上で生起するかのいずれかだったが、インターネットの登場により、「接続されたすべての『国』において同時に生

悩める創造者たちの 考える!? インターネット 第三回

起する出来事」を観念せざるを得なくなっ た。特定の「国」の領域内でも公海上でも ない、不思議な空間が生まれることになっ た。このような空間はコロンブスが新大陸 を発見したときと同じような興奮を人々に もたらしたが、「国」ごとに「法」を観念して いた我々は解決の困難な難題に直面する ことになった。ある「国」で「わいせつ」で あったり「賭博」であったりする事象が、他 の「国」では「芸術」であったり「娯楽」であ ったりする。ある「国」で情報の有効な活 用として奨励される行為が、他の「国」で は権利侵害であったりする。そのような空 間で、我々は何を行動基準とし、どのよう に紛争の処理手続きを定め、インターネッ トというインフラが有効に機能するための 「法」を創り上げていけばよいのか。

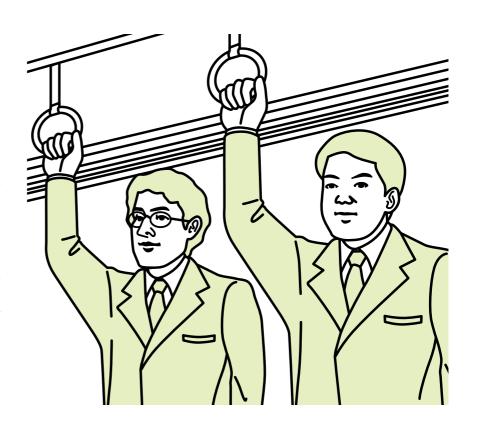
悩みながら我々は 未開の荒野を行く

仮に銀座線が太平洋を越えてニューヨークの地下鉄までつながっているとしよう。そして、銀座線とニューヨークの地下鉄とが相互乗り入れしていて、乗客はどちらの電車に乗るかを気にもかけないとしよう。たまたま乗った電車が銀座線の車両であったら日本の「法」が適用され、ニューヨークの地下鉄の車両であったらニューヨーク州の「法」が適用されるというのは、あまり合理的ではない。

私としては、インターネット上の空間はある種の新大陸と考えたい。未開の荒野をどう開拓し、どのような「国」を作るかを考えなければならない。そして、その新大陸に作られる「国」の「法」がどうあるべきかがこれから問われなければならない。そのために、我々は大いに悩み、あるべき「法」を創造していかねばならないのだ。

次回への問いかけ

寺本先生へ。インターネットという新大陸において「法」 というインフラを、これからどう創っていったらいいで しょうか。





intellectual property rights

photo:Nakamura Tohru (mermaid)

宮下 佳之:今回の執筆者 弁護士、ニューヨーク州弁護士。 国際取引や知的財産権にかかわる契約、紛争処理などを主に手がける。

寺本 振透 :次回の執筆担当

弁護士。ベンチャー企業向け金融と決済に関するセミナー、雑誌論文などが多い。

松倉 秀実 :次々回担当

弁理士。ソフトウェア・インターネット技術の特許・商標問題を主な仕事とする。

この3人の執筆陣によるインターネットマガジンの連載が1冊の本になっています。 『よくわからん!? インターネット時代の法律入門4小社刊)





「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

この PDF ファイルは、株式会社インプレス R&D (株式会社インプレスから分割)が 1994 年~2006 年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面を PDF 化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

http://i.impressRD.jp/bn

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- ■このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の 非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先 株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部 im-info@impress.co.jp